

能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会
規約（案）

（名称）

第1条 本検討会は、「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、先発の自然災害の影響が残っている状態で、後発の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大する複合災害による被害を効率的・効果的に減少させるため、先発の自然災害発生後の対応や後発の豪雨によって大きな災害をもたらす土砂・洪水氾濫への備えについて検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 検討会は、別紙に掲げる有識者等で構成する。

（検討会）

第4条 検討会に座長を置き、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は、原則として公開で開催する。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

5 検討会の配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この規約は、令和7年1月14日から施行する。

(別紙)

能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会

委員名簿

今田 由紀子	東京大学大気海洋研究所気候システム研究系 准教授
牛山 素行	静岡大学防災総合センター 副センター長 教授
内田 太郎	筑波大学生命環境系 教授
片野 泉	奈良女子大学研究院自然科学系生物科学領域 教授
関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター長 教授
谷口 健司	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系 教授
手計 太一	中央大学理工学部都市環境学科 教授
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科 教授
山本 佳世子	電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授

(敬称略、五十音順)